

# 小樽商科大学情報総合センター利用規程

(平成元年1月18日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学情報総合センター規程第12条の規定に基づき、小樽商科大学情報総合センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(利用の目的)

第2条 センターは、学術研究、教育等のために利用することができる。ただし、センター長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第5条 センター長は、前条の申請事項が適当であると認めたときは、これを許可し、利用許可証を交付する。

2 前項に規定する利用許可の期間は、別に定める。

(変更の届出)

第6条 前条の規定に基づき、センターの利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、申請事項を変更する場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 利用者は、許可された目的以外に利用してはならない。

(報告)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センター利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

(利用方法)

第9条 センターの利用は、センター職員の管理の下に行う。

2 センターの利用に係るプログラム及びデータの作成は、利用者が行う。

(利用許可の取消し等)

第10条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を与えたときは、利用許可の取消し、又は一定期間の利用停止を行うことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、運営委

員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成元年1月18日から施行する。

2 小樽商科大学計算センター利用規程（昭和57年4月2日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成5年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。